

議案第51号

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月13日

つくば市長 市原 健一

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成23年つくば市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。